

地方公共団体の議会の議員及び長の 選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の概要

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関し、選挙人名簿の登録日に関する規定の適用の特例その他の公職選挙法等の特例等を定める。

統一地方選挙の期日

- (1) 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長
 - ・令和5年4月9日（4月第2日曜日）
- (2) 指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長
 - ・令和5年4月23日（4月第4日曜日）

○ 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

統一地方選挙として行われる選挙における選挙人名簿の登録は、それぞれの選挙の告示日の前日現在により、同日に行うものとする。（※通常の場合は選管が定める日）

- ⇒ 統一地方選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日及び登録日は以下のとおり。
- ・知事選：3月22日
 - ・都道府県議会議員選：3月30日
 - ・指定都市市長選：3月25日
 - ・指定都市議会議員選：3月30日
 - ・一般市長・市議会議員選：4月15日
 - ・町村長・町村議会議員選：4月17日

○ 署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

統一地方選挙として行われる選挙が行われる区域内における地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求等の直接請求のための署名収集の禁止期間を、それぞれの選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。（※通常の場合は任期満了日前60日から当該選挙の期日まで）

- ・都道府県又は指定都市 ⇒ 2月8日から4月9日まで
- ・市区町村 ⇒ 2月22日から4月23日まで